

相監第31号の2  
平成29年11月30日

相良村長 徳田正臣 様

相良村代表監査委員 渡 邊 法 光

相良村監査委員 小 善 満 子

定期監査結果報告書の提出について

このことについて、地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査の対象

平成29年4月1日から平成29年10月末日までの一般会計並びに特別会計の事業執行状況、平成28年度繰越明許費にかかる繰越事業実施状況等について全課局を対象に監査を行った。

2. 実施期間

平成29年11月20日から同月28日まで（実質5日間）

3. 実施場所

相良村役場 監査委員室

4. 実施した監査手続き

監査の対象となった事務の執行について、提出された書類並びに提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに必要と認めたその他の監査手続きを実施した。

5. 監査の結果

各課・局ともに全体的には概ね良好に事務処理がなされていた。

工事監査を実施した平成29年度相良中学校（体育館、教室等）照明取替工事は、工事の計画、設計、積算、入札、契約締結、施工、設計変更、竣工検査など、関係書類はよく整備されており、適正に処理されていた。

相良村簡易水道特別会計、相良村農業集落排水特別会計について、消費税の申告、納付関係書類を確認した結果、適正に処理されていた。

指導事項、指摘事項については、別添のとおり。

(別添)

指導事項

(1) 税務課

村税の口座振替を4月から7月まで利用促進した結果、平成29年度は112件の口座振替があつている。今後も滞納防止の上からも口座振替による納付の推進を望む。

(2) 建設課

村道廻谷線道路改良工事について、工事着工は計画通りに行われたが、完成に至ることができず、設計と契約について変更が生じている。この様な事態がないよう、設計の段階で十分に注意されたい。

(3) 教育委員会

運動公園整備改修工事（照明等）について、来年度に繰越すことがないよう入札等を早急を実施すること。

共同調理場新築工事について、子供たちの安全、騒音等には十分に注意されること。

(別添)

指摘事項

(1) 総務課

地域づくり事業補助金について、平成 23 年度から 7 年目を迎えており、今年度 10 月現在で 8 行政区と申請が減少している。地域活性化の推進を図ることを目的としていることから、申請が少ない原因を調査すべきである。

(2) 保健福祉課

保健師等の専門員が不足している状態が続いており、母子保健事業も含め、住民健診に伴う健康指導等住民サービスの向上のためにも、早急な人員の確保が望ましい。

(3) 建設課

簡易水道特別会計、農業集落排水特別会計の使用料徴収について、昨年度から臨戸による徴収ができておらず、現在のままでは平成 29 年度決算においても収入未済額が前年度を上回ると考えられる。早急に人員配置等の対策を検討すること。